
光市母子殺害事件の差戻控訴審に 関する放送についての意見

放送倫理検証委員会

委員長	川端 和治
委員長代行	上滝 徹也
委員長代行	小町谷育子
委員	石井 彦壽
委員	市川 森一
委員	里中満智子
委員	立花 隆
委員	服部 孝章
委員	水島 久光
委員	吉岡 忍

目次

I	はじめに—事件・犯罪・裁判報道の重要性	1
II	光市母子殺害事件—差戻控訴審までの経緯と報道側の変化	2
III	33本、7時間半の番組—委員会検証の対象と方法	5
IV	集団的過剰同調—本件放送の事例と傾向	7
V	刑事裁判—その前提的知識の不足	10
VI	被告人報道—いわゆる「素材負け」について	15
VII	おわりに	20

註1	放送倫理基本綱領（NHK・民放連）、国内番組基準（NHK）、新放送ガイドライン（NHK）、放送基準（民放連）、報道指針（民放連）、裁判制度開始にあたっての取材・報道指針（日本新聞協会）、裁判員制度下における事件報道について（民放連）	22
註2	放送倫理検証委員会運営規則第4条	24
註3	裁判員制度のもとでの報道のあり方について	24
別添資料	各放送局への質問と回答例	26

I はじめに——事件・犯罪・裁判報道の重要性

犯罪は、その時代、その社会を映す鏡である。どのような事件が起きているかを少し詳しく見れば、私たちがどんな世の中に暮らしているかについて、相当程度理解することができる。多くの犯罪や事件にはこの世の中の人間観や金銭感覚などが、悲惨な、あるいは醜悪な形で凝縮しているゆえに、当事者ではない多くの私たちにとっても、人間理解、社会理解の大切な手がかりとなる。

日々の報道番組や情報番組でも、少年や若い世代による凶悪な犯罪、暮らしの安全・安心を揺るがす企業不祥事、官僚や政治家の汚職やスキャンダル、情報技術や金融システムの電子化とグローバル化にともなう新種の事件等々、犯罪や事件や刑事裁判絡みのニュースが多くなった、と私たちは実感している。

そのひとつひとつに、暮らしや仕事、人生の喜怒哀楽、恋愛や家族愛、妬みや恐怖や憎悪など、およそ人間の感情と意識、行為と行動にかかわる多くの側面が顔をのぞかせている。そこにはある種の「人間ドラマ」として、人々の関心を惹く事柄がたくさんある。

しばしば指摘されるように、犯罪発生件数や凶悪さの度合いの推移、諸外国の事情との比較から検討すれば、近年の日本の犯罪状況に特段の変化があったわけではない。少年事件などは、むしろ減少の傾向にある。にもかかわらず事件や裁判報道の比重が高まり、読者や視聴者も多大な関心を寄せるのは、ニュースの送り手・受け手双方が次々に起きる犯罪の動機や事件態様のうちに、何かしらこの世の中に生じている大きな変化を嗅ぎ取っているからであろう。

とはいえ、私たちのほとんどはみずから犯罪や事件の詳細を調べたり、裁判の傍聴に出かけるわけではなく、マスメディアの報道を通じて知るだけである。とりわけ速報性、簡便性、広範性、映像や音声による臨場性等に秀でるテレビは、他のメディアにもまして視聴者の事件理解に、ひいては人間と社会の理解に大きな影響を及ぼしている。

言い換えれば、テレビが犯罪や裁判の何を、どう伝えるかもまた、この時代、この社会を映す鏡になる、ということである。その伝え方によって、鏡に映る像も変わってくることを、番組制作に携わる関係者一人ひとりがつねに自覚していること——その緊張感のうちにこそ、今日の放送倫理が生成され、成熟していく、ひとつの重要な契機がある。

*

番組制作者にとって、「放送倫理基本綱領」（NHKと日本民間放送連盟）、「国内番組基準」と「新放送ガイドライン」（NHK）、「放送基準」と「報道指針」（民放連）

等が掲げる公正性・正確性・公平性の原則がいかに大切かは、あらためて言うまでもない（詳細については、註1を参照）。これらは放送界が積み重ねてきた試行錯誤や経験から導き出された原則であり、個々の番組制作においてこそ、具体的に実現されるべきものとしてある。

こうした原則が明言化されるに至った背景には、松本サリン事件（1994年）をはじめとする事件や裁判にかかわる報道で放送界が犯した数々の失敗があることを、いま放送の現場で働く制作者たちも知っておかねばならない。事件・犯罪・裁判を人間のドラマとして描く視点も大切だが、同時に、もう一方で、公正性・正確性・公平性の原則に立ち返る冷静さも忘れてはならない。起きた出来事は純粋なフィクションではなく、加害・被害の双方に、生身の人間が生きているからである。

そのことは、むろん視聴者のためでもあるが、それ以上に放送人みずからが、この時代の人間と社会をより深く理解し、番組制作の能力を高めていくために必要なことである。

II 光市母子殺害事件——差戻控訴審までの経緯と報道側の変化

近年の犯罪や刑事裁判のなかで、社会的関心を長期にわたって集めてきた事件のひとつに、山口県光市で起きた母子殺害事件がある。

この事件は1999年4月14日午後、光市内の社宅用団地の一室で起きた。当時18歳1ヶ月の少年が排水管検査を装って室内に入り、夫が留守中の主婦（当時23歳）と幼女（生後11ヶ月）を殺害し、主婦を屍姦したという凄惨な事件だった。犯行後、少年は財布を奪って逃走したが、4日後に逮捕された。

少年は山口家庭裁判所から同地方検察庁に送致され、殺人、強姦致死、窃盗の罪名で起訴された。

山口地方裁判所で行われた第1審では、検察側は被告が主婦を「強姦しようとして」「殺害して強姦しようとして」「窒息死させて殺害した上、強いて姦淫し」、また幼女については、「殺意を持って幼女を床にたたきつけ」「首に紐を巻き、強く引っ張って締めつけ」るなどして殺害した旨、犯行の計画性・残虐性と殺意の存在を指摘し、死刑を求刑した。これに対し、弁護人は事実関係ではほとんど争わず、犯行時の被告が少年であったことなど、おもに情状を訴える弁護を行った。

山口地裁はこれらを受けて、被告が犯行時18歳で、発育途上にあること、殺害に関する計画性がなかったこと、不十分とはいえ反省の情が芽生えていることなどを酌み、無期懲役の判決を下した（00年3月）。

これを不服とした検察側は広島高等裁判所に控訴したが、第2審の広島高裁も第1審の判決をおおむね支持し、控訴を棄却した（02年3月）。

*

この事件および裁判の進行と相前後して、マスメディアの事件・裁判報道には、従来にはあまり見られなかった要素が加わっていた。90年代の後半から各地で粘り強くつづけられてきた重大犯罪の被害者家族と遺族の活動が、「犯罪被害者の会」（現在は「全国犯罪被害者の会」と改称）の結成に結実し（00年1月）、事件のたびに過熱した報道を繰り返すメディアに反省を迫っていたからである。

同会は、重大犯罪の被害者の遺族がこうむる、事件それ自体からの精神的苦痛、被害者にも落ち度があったなどという社会からの偏見、加害者の処遇に比して極端に不公平な被害者側に対する保護や救済のあり方、被害者やその遺族を裁判の過程から排除する司法制度、等々の現状や問題点を指摘し、被害者側の人権に配慮するよう、強く訴えてきた。

そのひとつに、「報道被害」の問題がある。

「マスコミの被害者やその周辺に対する取材合戦は激しく、事実と反する報道が多く行われ、被害者の名誉を傷つけ、精神的苦痛を与えています。間違った報道をされると、それが事実として世間に思われてしまい、うち消す方法がありません」（同会のウェブサイトより）。

日本新聞協会（NHKを含む）と民放連はこうした悲痛な訴えを受け、「中でも被害者に対しては、集団的取材により一層の苦痛をもたらすことがないように、特段の配慮がなされなければならない」（日本新聞協会、01年）、「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する。集団的過熱取材による被害の発生は避けなければならない」（民放連、03年に後段を追加）等の指針を定め、事件・犯罪・裁判報道のあり方の見直しを行ってきた。

こうしたなかで、テレビ各局は、光市母子殺害事件の被害者遺族が「極刑を望みます」「もし犯人が死刑にならずに刑務所から出てくれば、私が自分の手で殺します」「命を取られる恐怖と向き合って反省し、人の心を取りもどしてほしい」等々と、被害者遺族としての無念の胸中を語りつづける姿をたびたび放送するようになった。

*

一方、同事件の裁判は、検察側の上告を受けた最高裁判所が、実質的な量刑不当による上告は適法とは言えない、としながらも、職権調査によって、「死刑の選択を回避するに足る特に酌量すべき事情があるかどうかにつき更に慎重な審理を尽くさせるため」として、広島高裁に差し戻す判断を下した（06年6月20日）。

これを受けて、広島高裁で開かれた差戻控訴審のおもな経過は次のとおりである。

07年5月24日 第1回公判 弁護士・検察官の更新意見の陳述

第1回集中審理

6月26日・27日 第2回・第3回公判 実行行為に関する被告人質問

6月28日 第4回公判 犯罪心理鑑定人の尋問

第2回集中審理

7月24日 第5回公判 犯行日の行動についての被告人質問

7月25日 第6回公判 法医学鑑定人2名の尋問

7月26日 第7回公判 精神鑑定人の尋問

第3回集中審理

9月18日・19日 第8回・第9回公判 供述の変遷・情状に関する被告人質問

9月20日 第10回公判 検察官請求の法医学鑑定人尋問、被害者遺族の意見陳述、被告人質問

10月18日 第11回公判 無期懲役判決破棄・死刑を求める検察官の最終弁論

12月4日 第12回公判 殺意・乱暴目的否定、死刑回避を求める弁護人の最終弁論、結審

なお、判決は、本年（08年）4月22日に予定されている。

＊

マスメディア、とくに民放テレビ各局は一連の差戻控訴審の動向をニュース番組や情報番組などで大きく伝え、広く社会的関心を集めた。

とりわけ焦点となったのは、被告と、差戻控訴審に際してあらたに結成された弁護団が、第1審以来踏襲されてきた殺意と犯行の態様に関する事実認定とは異なる「事実」を提示し、「傷害致死」を主張したことをめぐってであった。

弁護団は山口地裁の第1審、広島高裁の第2審ともに「十分な事実審理を尽くしてこなかった」、それは「司法の怠慢」だったと指摘し、被告人の幼少時から少年期にかけて、父親から激しい暴力を受けていたこと、同様に暴力を受けた実母が自殺したことなど、問題の多かった生育歴と精神的発達の遅れを強調し、被告の犯行時における心理状況を中心に、さまざまな弁論を展開した。

そのうえで、被告が主婦を殺害したことについて、「被害者の予想外の抵抗に遭って、驚愕のうちに被害者を死亡させたものであって、殺意はない」などとし、幼女殺害についても、「泣きやませようとして首に紐を緩く巻いて、チョウチョ結びをしたものであって、殺意はない」等々と主張した。

一般に弁護人は、守秘義務の制約があるため、弁護内容やその方針について法廷外で開示することに消極的と言われるが、差戻控訴審の弁護団は集中審理の折々に記者会見や背景説明（取材者対象のレクチャー、記者レク）を行い、主張の根拠となる「事実」を解説していた。

他方、従前から死刑判決を求めて積極的な発言を繰り返していた被害者遺族も記者

会見やインタビュー等において、被告が法廷で語った供述や、それらを引き出した弁護団に対する反発と怒りの姿勢を示し、あらためて被害者遺族としての無念の思いを語った。

こうした法廷外の対立構造がクローズアップされるなかで、各局は広島高裁前からの現場レポート、法廷スケッチ、記者会見やインタビューの映像、再現ドラマ、法律専門家のコメント、スタジオトーク等々を組み合わせた番組を多数、かつ長時間にわたって放送した。そのほとんどが被害者遺族の発言や心境に同調し、被告や弁護団に反発・批判するニュアンスの強い内容だった。なかには出演者が被告・弁護人の発言や姿勢に対して、明らかに罵詈雑言と思われる言葉を浴びせかけたり、激しいバッシングを加えるようなものもあった。

Ⅲ 33本、7時間半の番組——委員会検証の対象と方法

BPO放送倫理検証委員会は07年11月27日、「『光市事件』報道を検証する会」から、同事件の差戻控訴審について報じた18の番組について、放送倫理上の問題点を検証するよう求められた。委員会は、BRC（放送と人権等権利に関する委員会）のような申し立て制度を採っていないため、このような場合には、放送倫理上の問題点に関する議論の端緒として捉え、あくまで委員会独自の判断で番組について審議または審理を行うかどうかを決めている。このことは、今回の申し立てについても同様であった。

委員会は討議をかさね、

(1) 同会指摘の番組にとらわれることなく、差戻控訴審について報じた番組を広範囲に視聴し、全体に共通する放送倫理上の問題点を明らかにすること。

(2) その際には、今回の事件や裁判の番組制作にあたったスタッフの生の声を汲み上げ、問題点があるとすれば、放送現場の内側から捉え、その教訓を今後の放送に活かす必要があること。

(3) 対象とする番組が相当数にのぼることから、機動的に調査を進める必要があり、そのためにワーキングチームとして委員会内に「小委員会」を設けること。

等を決め、これに基づいて小委員会は、

(4) まず今回の一連の番組が放送に至った全体像を把握するため、在京キー局6局に対し、制作体制、取材方法、演出手法などについて概括的なアンケート調査を行うこと。

(5) その回答を見たうえで、それぞれの放送局のなかでも、今回の裁判にもっとも大がかりに取り組んだ番組、放送が長時間あるいは多数回に及んだ番組、主張や演出において際立った特徴のある番組等を選び、その主要制作スタッフから聴き取り調査（ヒアリング）を行うこと。

(6) こうした調査結果を踏まえ、委員会としての総合的な判断を行うこと。
等を決めた。

*

番組の選択については、委員会は、被告人の供述、被害者遺族の意見、検察官と弁護人の立証が終了した第3回集中審理の放送を中心にすることにしたが、それは、差戻控訴審を総括する意味でも、それまでの番組全体の傾向を示していると考えられたからである。また、上記団体の指摘に関連して、差戻控訴審開始当初にさかのぼる番組についても、各局からの提供を依頼した。これらが放送された番組のすべてではないが、指摘された18番組も含まれており、番組全体の傾向はほぼ把握できると判断した。

こうした方針に基づいて、委員会および小委員会が視聴した番組は以下の8放送局、20番組、33本の放送済み番組の録画であり、その総時間は約7時間30分であった。

[光市母子殺害事件 委員会が視聴した33本の番組一覧表]

(日付はいずれも2007年。分数は概算)

＝第1回公判を機に放送されたもの＝

- | | | | |
|----------------------|--------|--------|-----|
| 1. 「報道ステーション」 | (テレビ朝日 | 5月24日) | 11分 |
| 2. 「たかじんのそこまで言って委員会」 | (讀賣テレビ | 5月27日) | 8分 |
| 3. 「新報道プレミアA」 | (フジテレビ | 5月27日) | 10分 |

＝第1回集中審理を機に放送されたもの＝

- | | | | |
|-------------------|--------|--------|-------|
| 4. 「NHKニュース7」 | (NHK | 6月26日) | 4分 |
| 5. 「ニュースウォッチ9」 | (NHK | 6月26日) | 4分40秒 |
| 6. 「速ホウ！」 | (テレビ東京 | 6月26日) | 4分55秒 |
| 7. 「ザ・ワイド」 | (日本テレビ | 6月27日) | 21分 |
| 8. 「みのもんたの朝ズバッ！」 | (TBS | 6月28日) | 7分 |
| 9. 「ザ・ワイド」 | (日本テレビ | 6月28日) | 39分 |
| 10. 「速ホウ！」 | (テレビ東京 | 6月28日) | 3分40秒 |
| 11. 「ワイド! スクランブル」 | (テレビ朝日 | 6月29日) | 18分 |

＝第2回集中審理を機に放送されたもの＝

- | | | | |
|--------------------|--------|--------|-------|
| 12. 「ニュース JAPAN」 | (フジテレビ | 7月24日) | 3分 |
| 13. 「スーパー J チャンネル」 | (テレビ朝日 | 7月24日) | 12分 |
| 14. 「イブニング・ニュース広島」 | (中国放送 | 7月25日) | 4分 |
| 15. 「ピンポン！」 | (TBS | 7月26日) | 8分 |
| 16. 「NHKニュース7」 | (NHK | 7月26日) | 55秒 |
| 17. 「ニュースウォッチ9」 | (NHK | 7月26日) | 3分30秒 |

18. 「速ホウ！」	(テレビ東京	7月26日)	3分10秒
19. 「ピンポン！」	(TBS	7月27日)	12分
20. 「ワイド!スクランブル」	(テレビ朝日	7月27日)	16分
21. 「The・サンデー」	(日本テレビ	7月29日)	18分

＝第3回集中審理を機に放送されたもの＝

22. 「スーパーJチャンネル」	(テレビ朝日	9月19日)	10分
23. 「FNNスーパーニュース」	(フジテレビ	9月20日)	28分
24. 「スーパーJチャンネル」	(テレビ朝日	9月20日)	27分
25. 「ズームイン!!SUPER」	(日本テレビ	9月21日)	11分
26. 「スッキリ!!」	(日本テレビ	9月21日)	15分
27. 「ザ・ワイド」	(日本テレビ	9月21日)	18分
28. 「みのもんたの朝ズバッ！」	(TBS	9月21日)	28分
29. 「とくダネ！」	(フジテレビ	9月21日)	18分
30. 「やじうまプラス」	(テレビ朝日	9月21日)	15分
31. 「ワイド!スクランブル」	(テレビ朝日	9月21日)	26分
32. 「The・サンデー」	(日本テレビ	9月23日)	25分
33. 「サンデー・ジャポン」	(TBS	9月23日)	3分

また、聴き取り調査は、ストレートニュースのみを放送したNHKとテレビ東京をのぞく在京民放4局（日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日）の番組制作スタッフから、4日間にわたって行った。

委員会は小委員会の報告を受け、さらに長時間の討議を行い、当委員会の運営規則第4条（註2を参照）に基づいて審議を行うことを決定した。そして、番組制作上の問題点の検証にあたっては、番組を個別に検証することが枝葉の問題に目を向けさせ、近年の事件・犯罪・裁判報道に共通する重要な問題点をかえって見えにくくすることになると判断し、一連の放送全般について意見を述べることにした。

なお、委員会の検証の際の参考としたアンケートおよび聴き取り調査の回答例は、別に添付した（本報告書末尾の別添資料参照）。

IV 集団的過剰同調——本件放送の事例と傾向

上記の番組（以下、本件放送と呼ぶ）は、NHKとテレビ東京のストレートニュースと、中国放送のそれに近いものを別として、先に指摘したとおり、現場からの中継レポート、VTR映像、コメンテーターのスタジオトークなど、種々の演出を組み合わせ、被告・弁護団と被害者遺族の主張を対立的に描いたうえで、番組として、被告・

弁護団が提示した事実と主張に強く反発・批判する内容となっていた。

……

例えば、ある番組の司会者は、被告・弁護団がこれまで事実として認定されてきた犯行態様を否定し、別様の要因からなる傷害致死を主張したことに対し、「命乞いのシナリオ」と呼び、「万が一にもこのような主張が採用されることはないと思うんですが、その万が一がもしあったとしたら、もう世も末と言わざるを得なくなってしまうということなんですね」と言う。

この番組は、その「命乞いのシナリオ」がどのような文脈や根拠から出てきているのかを掘り下げていないため、被告の奇異な発言だけが浮き彫りにされ、法廷審理で何が争われているのか、視聴者にはわからない構成になっている。

……

別の放送局の番組では、やはり司会者が「『ドラえもんが何とかしてくれる』って、笑わせるんじゃないよって言いたくなるよな」「女性をね、殺して、ねっ、暴行する。それは何のために？ 『殺した女性を復活させるため』。そんなもん、世の中で通用するわけないでしょ」と、あきれ顔で言っている。

この番組にも、被告の、一見荒唐無稽にしか思えない発言の真意が何であるかについての取材や解説がない。犯罪は被告の内にある何らかの荒唐無稽、異常、異様、破綻、失調等々がなければ起きなかったはずだから、そのよって来たところを探ることこそがメディアの仕事であろう。しかし、ここにはその取り組みがないまま、片言をとらえただけの表面的な断定しかない。

……

某局のある番組は「光市母子殺害で大弁護団21人集結の『目的』」というテロップのあとで、暗い照明で浮かび上がらせた弁護団一人ひとりの顔写真を映し出し、その後、被害者遺族が「(彼らは)被告人を救おうということよりも、救うことが手段であって、目的は死刑制度廃止ということをして社会に訴えること」と語るシーンをつなげ、それを引き取った司会者が「この21人の弁護団のそもそもの目的というのが、はっきり浮かび上がってきたなあ、という感じがいたします」とつづける。

これも「弁護団」対「被害者遺族」という対立構図を描いた番組のひとつである。たしかに弁護団のなかには死刑制度廃止を訴えてきた弁護士も何人かいるようだが、それ自体は思想信条の自由に属す事柄である。しかも、死刑制度廃止論はこの差戻控訴審の争点にもなっていないし、彼らとその主張を法廷で述べた形跡もない。番組制作者がそれでも死刑制度廃止論者が弁護人になったこと自体が重要テーマだと考えるなら、きちんとした取材に基づいて、それが批判するに値する事柄であるという理由を示す必要がある。それがなくままに、被害者遺族の意見を引用・紹介し、そこに同調するだけで終わっている。

委員会が憂慮するのは、この差戻控訴審の裁判中、同じような傾向の番組が、放送局も番組も制作スタッフもちがうのに、いっせいに放送されたという事実である。取材や言論表現の自由が、多様・多彩な放送に結びつくのではなく、同工異曲の内容に陥っていくのは、なぜなのか。

そこにはかつての「集团的過熱取材」に見られたような、その場の勢いで、感情的に反応するだけの性急さがなかったかどうか。他局でやっているから自局でもやる、さらに輪をかけて大袈裟にやる、という「集团的過剰同調番組」ともいうべき傾向がなかっただろうか。こうした番組作りが何の検証や自省もされないまま、安易な「テレビ的表現」として定着してしまうことを、委員会は憂慮している。

こうした問題意識から、委員会はとくに次の2点を念頭に置いて、あらためて上に掲げた番組を視聴するとともに、各局に対する概括的アンケートと、番組制作者からの聴き取り調査を行い、公正性・正確性・公平性の観点から、検証を進めることにした。

- (1) 番組制作者は、刑事裁判の仕組みをどの程度理解していたか
- (2) 番組制作者は、本件差戻控訴審を「人間ドラマ」として取り扱う場合でも、適切な取材・演出・表現をしたか

V 刑事裁判——その前提的知識の不足

【問題の所在】

裁判制度に照らして見るとき、本件放送の際立った特徴は次の2点だった。

- (1) 被告・弁護団に対する反発・批判の激しさ
- (2) 裁判所・検察官の存在の極端な軽視

前者は、「第1、2審で争わなかった事実問題を、差戻控訴審になって持ち出すのはおかしい」「被害者遺族の無念の思いを踏みにじっている」「弁護団は死刑制度反対のために、この裁判を利用している」等々の反発・批判をさかんに浴びせたことを指す。多くの番組がそのことだけに終始した、という印象すらある。

その裏返しとして、ほとんどの番組は、裁判所がどのような訴訟指揮を行い、検察官が法廷で何を主張・立証したか、第1、2審の判決にもかかわらず死刑という量刑を追い求めた理由は何なのかについて、まったくといってよいほど伝えていない。その分、被告・弁護団が荒唐無稽、奇異なことを言い、次々に鑑定人などの証人尋問を行って、あたかも法廷を勝手に動かしているかのようなイメージが極度に強調された。これが、後者の問題である。

これらの背景には、番組制作者に刑事裁判の仕組みについての前提的知識が欠けていたか、あるいは知っていても軽視した、という事情があったのではないだろうか。

【意見1 本件放送は、裁判を主宰する裁判所の役割を忘れていなかったか】

言わずもがなであるが、裁判を主宰するのは裁判所である。裁判所は訴訟を指揮する強い権限を持ち、検察官と被告・弁護人の双方の主張を聞き、証拠の採否を決定して、真実を明らかにすべく審理を遂行する。

しかし、本件放送からは、こうした裁判所の存在がまったくうかがえない。中継レポートの背景に、差戻控訴審が行われている広島高裁の建物が映っただけで、裁判所の役割が何であるのか、最高裁の判決を受けてどのような訴訟指揮を行ったのか、その理由や狙いは何なのか、等々について、いっさいの説明がない。

今回の差戻控訴審で被告・弁護人が提出したさまざまな事実や主張は、たとえそれらが第1、2審で提起されず、あるいは重要視されなかったものであり、また一見、奇妙に見えるものであっても、その全体が、裁判所が差戻審の審理において必要と認めた弁護活動の一環であった。裁判所が認めなければ、法廷では検察官も被告・弁護人も勝手に活動するわけにいかないことは、自明の理である。

その意味では、本件放送の多くが反発・批判の矛先を被告・弁護団にのみ向けたことは相当な的外れであり、もしそれを言うなら、そのような訴訟指揮を行った裁判所に対して、まず言わなければならなかったはずである。裁判は裁判所が主宰するという初歩的な知識を欠いた、あるいは忘却した放送は、それがセンセーショナルに、また感情的に行われれば行われるほど、視聴者に裁判制度に関するゆがんだ認識を与えかねないものだった。

【意見2 本件放送は、刑事裁判の「当事者主義」を理解していたか】

今日、日本を含む民主主義社会の刑事裁判を特徴づけているのは、「当事者主義」である。ここで言う当事者とは、検察官、被告・弁護人のことであり、事案の解明や証拠の提出の主導権が、これら当事者にゆだねられている、という意味である。

裁判所自体は、両当事者の主張・立証に基づき、審判の主体として、事実を認定し、法律に基づいた判断を下す役割を担う。

当事者主義は、裁判所みずから積極的に真実を探索する「職権主義」としばしば比較されるが、被告人の人権の保障、証拠収集の確実性、判断の公平性等の観点から、真実発見のために歴史的に形成された最良の手段であるとの評価が定着している。

こうした刑事裁判にあっては、検察官は、被害者やその家族・遺族の代弁者ではなく、国家的利益をはかる立場に立って、被告の犯罪を特定し、裁判所に裁くべき内容（訴因）を提示し、これを証明する役割を担っている。対して弁護人の役割は、被告との信頼関係のもとに、被告の利益を守る立場から、訴因について反論し、合理的な疑いの存在について主張と立証を尽くすことにある。

このことは、今回の差戻控訴審であっても、基本的には変わらない。検察官の求め

にもかかわらず犯行時の年齢と更生可能性を考慮して死刑を選択しなかった第1、2審とそれを破棄した最高裁の判決をふまえて、検察官は何を主張・立証しようとしたか、それに対して被告・弁護人はどう反論・反証したか。これらのポイントを整理し、事件と裁判の全体像を明らかにし、伝えることが、番組制作者の仕事だったはずである。しかし、本件放送において、検察官の主張や立証の内容を伝えたものは皆無と言ってよかった。第1、2審の判決にもかかわらず上告をして死刑判決を求めた検察官の意図は何であったのか、それは差戻控訴審でどう展開されたのか、検察官は弁護団の新たな主張と立証にどう対応したのかといった事実を知らせることは、弁護団の主張・立証の意味を正確に理解し、公正・公平に評価する上でも、不可欠だったはずである。

そのかわりにあったのは、被告・弁護団と被害者遺族を対立的に描く手法だった。法廷での被告の供述や弁護団の記者会見での発言映像のあいだに、被害者遺族の記者会見等における発言映像をはさみ、対比させる構成である。

こうした手法によって、差戻控訴審が、あたかも被告・弁護団と被害者遺族との攻防であるかのような誤解を視聴者に与えているばかりか、検察官も被害者遺族と同様の主張・立証を行ったかのような印象を濃厚に醸し出している。

被害者遺族が凜として入廷していく姿や、集中審理傍聴後の会見等で、愛する家族を失った無念さをにじませながらも冷静に語る様子には、誰しものが胸を打たれるものがあった。それだけにこの対比的手法には、刑事事件における当事者主義について、視聴者に誤解を与える致命的な欠陥があった。

【意見3 本件放送は、弁護人の役割の認識に欠けるところがなかったか】

当事者主義のもとでの弁護人には、被告に対して、被告のために最善の弁護をする、という「誠実義務」が課せられている。

被告は、強力な権限を行使して迫ってくる検察官に対して自己を防御しなければならない、という境遇にある。一般私人であれば、訴訟能力もさほど持ち合わせていないだろう。弁護人はそうした苦境にある被告とのあいだで信頼関係を築き、ときには被告に不利な事情にも踏み込んででも、可能なかぎりの事実と関係情報を集め、それを被告にもっとも有利な主張や立証として組み立てて法廷に提示することにより、全力を尽くして被告人を弁護しなければならない。それが、弁護人の誠実義務である。この義務に違反することがあれば弁護人は懲戒処分の対象になる。

弁護人が被告人に有利だと判断して法廷にあらたな事実を提示し、争うことは、場合によっては被害者やその家族・遺族を傷つけることにもなりうるが、だからといって弁護人が、被告の主張している事実を提出しなかつたりすれば、この誠実義務に背馳することになるのである。

付言すれば、弁護人には、その公的、公益的な地位を勘案したとしても、被告に対する誠実義務や守秘義務に背いて、被告に不利な方向での「真実」発見に関する証拠や情報を進んで積極的に提出・開示するという義務（積極的真実義務）はない、とされるのが一般的な理解である。

弁護人にこのような義務を課し、もっぱら被告人のために立証・主張を尽くさせるのは、そのような役割をつとめる専門家がいなければ、真実を発見し、認定することはむずかしい、という司法の歴史的経験に由来している。三審という司法制度の背景をなすのも、真実発見は容易ではなく、審理は慎重に行わなければならない、という歴史的経験に培われた認識である。

今回の差戻控訴審では、あらたに弁護団が結成され、第1、2審が犯行の動機や態様などの解明や事実認定を十分に行わなかった、と主張し、第1回の公判で「更新意見」を陳述するとともに、被告・弁護人の主張や集中審理で立証しようとする詳細も明らかにしていた。

裁判所は、最高裁の破棄差戻判決をふまえた審理を行うのであるが、弁護団が求めるこれらの立証を行うことを認め、その訴訟指揮のもとで、弁護人らは弁護活動を行ったのである。そして、その結果として、本件放送でも繰り返し取り上げられることになる被告のさまざまな、一見荒唐無稽とも思われる供述が行われ、また精神鑑定の際の奇異な発言等が紹介されることになった。

被告は弁護人らの質問に答え、「被害者（の主婦）を通して、（自殺した）実母の姿を見ていた」「このお母さんに甘えたいと思った」「（幼児を床にたたきつけたことについて）事実無根です」「（被害者を殺害しようと思ったことは）まったくありません」「（屍姦は）生き返らせようとしてやった」「（幼児の遺体を押し入れ天井裏に放置したことについて）ドラえもんは押し入れが寝室なので、何とかしてくれると思った」等々を語った。

また、精神鑑定において、「被害者に来世で会う」「自分が（被害者の主婦の）夫になる可能性がある」などと語っていたことも明らかにされた。

＊

委員会が行ったアンケートと聴き取りの調査によれば、今回の差戻控訴審の弁護団は通例では見られないほど多数回の記者会見や背景説明（記者レク）を行っている。3回の集中審理の際には1、2日目は記者レク、3日目には記者会見を開き、会見には相当の時間がさかれていた。

各放送局の番組制作現場にリアルタイムで伝送され、インターネットでも公開されているそれらの映像を見ると、被告の犯行時における事実を争っている点についても、弁護団は何度か、第1、2審の「捜査機関、弁護人、裁判所がそれぞれ事実を事実として見ていなかった」「司法の怠慢である」「弁護人が事件の大きさに圧倒されたこと

が、事実の究明を鈍らせた」等々と説明している。

そこではまた、荒唐無稽、奇異に思われる被告のあらたな供述や殺意の否認についても、じつは「家庭裁判所の鑑別記録、捜査段階における供述、第1審の被告人質問等にすでに現われている」旨を言い、具体的な内容を例示している。

しかし、これに対する記者・番組制作者からの質問は低調であり、各記録に記載された正確な文言、その文脈や意味するところについて問いただしてもいない。本件放送の内容からすれば、当然、記者らには疑問や異論や違和感があったと想像されるが、弁護団とのコミュニケーションは成立していない。番組によっては、番組制作者がこうした記者会見の場に立ち会うこともなく、地元系列局の記者から送られた簡単なメモ程度の材料しかないまま、放送に臨んでいた。

本件放送では、こうした弁護団の記者会見の映像はときどき映し出されたが、その「内容」は触れられず、弁護人の一人が「司法の怠慢である」と述べた箇所が、脈絡なく、放送されるだけであった。これでは視聴者は、弁護団が何を主張しているのか、どこを争点にしようとしているのかについて、理解するためのヒントすら得られない。公平で正確な情報提供という観点からは、これは大きく外れた内容だったと言わざるを得ない。

ここには、真実はすでに決まっている、と高をくくった傲慢さ、あるいは軽率さはなかつたらうか。被告や弁護団の主張・立証など、裁判所が認めるはずがない、という先入観はなかつたか。あるいは、いちいちの事実の評価を被害者遺族の見方や言葉に任せてしまい、自分では考えない、判断しない、という怠惰やずるさはなかつたと言えるだろうか。

カメラは「現在」しか写し取ることはできない。その意味ではテレビが目の前にたえず生起する新しい出来事に着目し、そこだけに光を当てた放送になることは無理からぬことかもしれない。しかし、カメラに写らないからといって、被告の過去の供述をなかつたものとして扱い、今回は過去とはまったく異なる、新しい供述をしたかのように描くのは、その供述の唐突さを強調することにしかならない。それが尋常では理解できない内容であってみれば、荒唐無稽さや奇異さばかりを目立たせる結果となる。

目の前のことしか写せないカメラの限界を破っていくのが、番組制作者の力量というものである。現在の事実、現在の供述を取材し、伝えるだけでは不十分であり、その背後にあるものを探る意欲と努力なしには、放送の公正性・正確性・公平性は実現できるものではない。

VI 被告人報道——いわゆる「素材負け」について

【問題の所在】

犯罪は、正常とされる状態からの逸脱として起きる。何が正常で、何が異常かを判断することは必ずしも容易ではないが、人間の内面で何か正常でないことが起き、それが正常とされる状態を逸脱する行為として実行されたとき、犯行となる。

いったい何が人間を正常から異常へ、さらには逸脱へと促すのか。犯罪を裁き、あるいは調査・取材しようとするとき、犯行に先立って、あるいは犯行のさなかに、その人間の内面で起きた意識的・無意識的な情動を探ることが欠かせない。殺人のような重大犯罪の場合、被告の内面の動きがどのようなものであり、それがどう動機を形成し、いかにして実行に移されたのかを一連の、全体をなすものとして解明しなければ、犯行の計画性も犯行態様の意味も量刑も判断できない。

ここでのむずかしさは、大別して3つある。第1は、最初に何か正常でないことが起きるところが被告の内面であり、そこは外部からは容易にはうかがい知れないからである。

第2に、その内面で生じたことのなかに、そもそも正常とは言えない異常性がはらまれていること。一般の正常人には、ときには突拍子もないと思われることの意味を洞察するのは簡単ではない。

そして、3番目には、被告の内面に生じた異常性が何によってもたらされたかを推し量ることの困難さがある。性格的な偏りや病気なのか、脳の器質性疾患なのか、あるいは生育の途中の問題なのか、家族や地域や社会に内在する問題と密接に関連した複雑な要因なのか。1つ1つを検討するには、かなりの知識と経験と根気強さがある。

テレビが、視聴者にわかりやすく事件・犯罪・裁判を伝えようとすることは、大事な意気込みである。そのとき番組制作者は、事象に表われた人間像に着目し、その思考や行動を描こうとする。加害、被害の両方の関係者に取材し、イラストやナレーションや再現ドラマ風の演出等を駆使し、人間像の側から出来事の本質に迫ろうとする。こうしたアプローチも、テレビ的表現のひとつである。

しかし、本件放送をいくら仔細に見ても、被告人の人間像の描き方は断片的であり、一面的でフラットである。いちいちの供述がどのような文脈で語られたのか、何を意味するのかについても、まったく不明のまま、被告がたんに荒唐無稽で、奇異なことばかり言っているという印象が強調されることとなった。

精神鑑定における発言に至っては、たんに片言を切り取って、引用するだけで、それらをもとに、鑑定人が何を考察し、鑑定結果はどうだったのかの説明もされていない。まるでその内面に迫ることが悪いことでもあるかのように、何かに遠慮し、尻込みしている気配すら感じられる。

本件放送の基本的構成を見ると、こうした被告の供述の目立った部分だけを、イラストやナレーションによる再現で断片的に紹介したかと思うと、次の場面では記者会見やインタビューに応じた被害者遺族を登場させ、いまの被告の供述や、それをしゃべらせた弁護団を非難し、無念や怒りの気持ちを語らせて打ち消す、というものである。話しているのは被害者遺族である。番組制作者はその陰に隠れ、何も言っていない。

そして、スタジオの司会者やコメンテーターが、被告・弁護団を強く非難し、被害者遺族に同情・共感を示す——その繰り返しが、基本になっている。

これでは、「悪いヤツが、悪いことをした。被害者遺族は可哀相だ」という以上のことは、何も伝わってこない。巨大な放送システムを持ち、大勢の番組制作者がかかわり、演出や手法のノウハウを蓄積しているはずのテレビが、新聞の見出しを見ただけで、誰でも口にできるようなことしかやっていない。いったい番組制作者は何を調査し、何を思い、何を考えたのか。被害者遺族が語ったこと以外に、言いたいこと、言うべきことはなかったのか。画面には、取材し、考察し、表現する者の存在感が恐ろしく希薄である。そのような番組しかなかったことに、委員会は強い危惧を覚えないわけにはいかない。

人間の内面から発し、行為・行動の結果として行われた犯罪から、われわれは何を汲み取るべきなのか。加害者がある必然に導かれるように犯罪に向かい、被害者は不幸にして偶然に被害者になる、という気味の悪い事件・犯罪が頻発する今日、この安易な対比的手法は事件それ自体の理解にも、犯罪防止にも役立たないことは明らかであり、深刻に再考されるべきである。

*

なお、一部の番組は、少年の精神鑑定を行った大学教授の信用性をことさらに貶めるような演出を行い、しかもその場面に、本人の了解なく、また「資料映像」であるとの断わりもなく、過去に別の放送局が行った、まったく別テーマの取材インタビュー時の映像を流用し、放送したことがうかがわれる。これは、視聴者に、あたかも今回、教授が少年の精神鑑定について語っているかのような誤解を生じさせる放送だった。

過去に撮影した映像を「資料映像」として使うことは、テレビではしばしば行われていることではあるが、このような強い演出意図がある場面で、本人の好意的了解のもとで撮影された別の映像を無断で使用するものの是非は、今後のためにも真剣に検討されなければならない。この件について、当該局は、精神鑑定を行った教授にあらためて映像使用の意図を説明し、納得を得る努力をするべきである。

【意見4 本件放送は、被告人の人間像を捉え損なっていないだろうか】

委員会は前述のとおり、8放送局の20番組、33本、7時間半におよぶ放送を視聴し

た。そのなかにひとつとして、被告人の心理や内面の分析・解明を試みた番組はなかった。このこと自体が異様なことであると、まず言うておかなければならない。

「7年も前の事件で、労力とコストをかけて取材調査しても、直接的な手がかりが得られない」「それだけの時間的余裕がない」等の理由は理解できないわけではない。

しかし、今回の差戻控訴審では、弁護団が被告の供述や心境等についてそれなりに詳しい説明を行っている。むしろそれを示すことが、被告・弁護団にとっての差戻控訴審の意味だったとすら言えるだろう。もちろん記者・番組制作者がそこで得られるものは、被害者遺族から得られるような直接的な発言ではなく、弁護団の選択や解釈を経た、いわばフィルターのかかった間接的事実や情報かもしれないが、それらを手がかりにし、独自の取材や考察を行えば、一定程度は被告の内面や人間像に踏み込んだ番組ができたはずである。

付言すれば、近く導入される裁判員制度のもとでは、被疑者・被告人の生育歴やそこから読み取れる人間像の報道が相当程度制限される可能性が取り沙汰されている。言論表現の自由を旨とする放送局にはこうした制限に対する批判が強いようだが、そうであればいっそう、いまのうちにきちんと被告の内面・人間像に迫り、この種の報道の公益性や有益性を示しておくべきではなかったろうか（裁判員制度のもとでの報道のあり方については、まだ確定的ルールは決まっていない。**註3を参照**）。

こうした試みがなされなかったのは、どうしてなのだろうか。

そう質問したとき、聴き取り調査に応じたある番組制作スタッフが浮かべたのは、「それが何か（問題ですか）？」という表情である。それは、被告の内面を限られた手がかりからでも洞察してみる、それを番組にする、という発想など、最初から頭になかったことをうかがわせた。

「死刑かどうかだけがニュースであって、被告の内面など解明する意味がない」

「結果の重大性や被害者遺族の心境から見れば、小さな問題だ」

「被告の供述も、弁護団の説明も信用ならない」

「荒唐無稽な供述、奇異な振る舞いは合理的な理解が不能で、取り上げるに値しない」

委員会が視聴した33本の番組の大半からは、ストレートには言わないにしても、こうしたメッセージが伝わってくる。それは、聴き取り調査においても同じであった。

たしかに事件は悲惨だった。若い主婦と幼い子どもの命が、ある日突然、暴力的に奪われるなどということがあっていいはずがない。夫であり、父親である被害者遺族の喪失感と悲しみ、怒りと言葉にならない思いは、人間としての普通の感覚さえ持ち合わせていれば、誰しもありありと想像できる。

しかし、だからこそ、なぜこのようなひどいことが起きたのか、こんな非情なことをやったのはどういう人物なのか、なぜその少年はこんな凶行に手を染めるような人間になったのか、2度と再びこうしたことが起きないために、どうすればよいのか、

と考えることも大切ではないか。世の中に何かを伝え、働きかけることもできるマスメディアの仕事にかかわってれば、ますますそうではないだろうか。

ここに、被告に対して強い処罰感情を持つ被害者遺族に同情・共感するだけではすまない、メディア関係者の、番組制作者の役割がある。あえて言えば、それは責務でもあるだろう。

犯罪が正常なるものからの逸脱行為であってみれば、合理的に理解できるものからかけ離れているのは当たり前のことである。被告に理性や合理的思考が備わっていたら、そもそも母子殺害に及ぶこともなかつただろう。被告の内面で起きた荒唐無稽、奇異で異様なこと、その要因を探ることのなかに、取材や番組制作のもうひとつの意味と醍醐味もあったはずである。

言うまでもないが、それは被告に同情することでも、弁護団の主張に同調することでもない。取材や調査によって、被告・弁護団の言い分を否定し、ひっくり返すこともありうるからだ。ひとえにそれは、メディアの力によって真実に近づくことである。

しかし、残念ながら、本件放送には、そのような意欲や取り組みは見受けられなかった。多くの番組は、被害者遺族に同情し、共感するところで止まってしまい、被告・弁護団の主張・立証を最初から、荒唐無稽で奇異なものとして全面的に退けてしまっている。

そのことが、みずからの取材ソースや取材の方向を狭めてしまい、さらには被告の人間像を洞察する努力の放棄につながって、結果として、強い処罰感情を吐露しつづけた被害者遺族の姿とコメントに依存する番組制作につながっていく——ということではなかつただろうか。そして、その結果として、全く多様性を失った一面的な放送になりはしなかつただろうか。

テレビの世界には、「素材負け」という言葉がある。委員会としては、悲惨な事件の裁判がどう放送されたのかをめぐる考察のなかで、このような言葉を使うことに躊躇いを覚えるが、それでも番組制作者の理解を促すために、あえて使うことにする。本件放送は2つの意味で、素材負けをしていたと言わざるを得ない。

第1に、被告の荒唐無稽、異様な人物像を捉え損なった点で。第2に、被害者遺族のひたむきな姿勢、痛切な思いに頼りきった点で。

＊

なお、今回の差戻控訴審について簡略に報道したストレートニュースのなかには、「無期懲役か死刑かが争われている裁判」というような言いまわしが散見された。これは必ずしも間違いとは言えないが、また、委員会がここに主な対象として述べている情報系番組の問題点には直接関係しないが、事件・犯罪・裁判の内側まで踏み込んで理解しようとしていない点で、同じ問題を内包しているのではないだろうか。

実際にどうであったか、これらの放送にかかわった番組制作者一人ひとりに考えて

いただきたいと、委員会としては切望する。

【意見5 本件放送は、裁判の全体を見ようとする意欲に欠けていなかったか】

刑事裁判では現在、写真・ビデオ撮影は開廷前の短時間に限定され、音声録音は全面的に禁止されている。そのため各放送局は法廷シーンをイラスト化したり、関係者の声をアナウンサーや声優の声によって代替するなど、それぞれに演出している。俳優等を起用して、法廷内の様子を再現するドラマ風の演出手法が採られることもある。今回の差戻控訴審の場合も、同様だった。

本件放送ではこれらのほかに、公判廷を傍聴した記者やレポーターの報告、ビデオ収録した識者のコメント、スタジオに招いたゲストのコメントや議論をまじえるなど、さまざまに工夫した演出手法が見られた。

映像と音声をともなうテレビには、活字メディアなどとは比較にならないほどの強い訴求力がある。イラストの1本の線、ナレーターの声のトーンひとつで、視聴者がその人物に向ける好悪の感情、信不信の意識が左右されてしまう。司会者やキャスターの仕種や番組の進め方、記者やレポーターの表情や語り口といった非言語的表現も、ときには視聴者や世論を動かすことがある。

しかし、これら数々の演出にもかかわらず、伝わってくるのは、「悪いヤツが悪いことをした。被害者遺族は可哀相だ」ということだけだった。そんなことはわかりきっている。だからこうやって裁判が行われているのではないか。では、この事件はなぜ起きたのか、どうすればこうした犯罪を少しでもなくせるのか、とテレビ画面に目を凝らしても、視聴者には皆目見当もつかない。

このような演出手法は、スタジオのコメンテーターの発言内容にも大きな影響を与えたように思われる。

本件放送に出演したコメンテーターは、光市母子殺害事件をとりたてて取材・調査してきたのでも、裁判を傍聴してきたわけでもない。それぞれの専門分野の経験と知見を活かして、この事件にかぎらない、さまざまなテーマについての批評や感想を求められる立場である。

こうした役割のコメンテーターが、対立的図式ばかりが強調されたVTR映像を見せられたら、被告の荒唐無稽、異様な供述にあきれ、怒り、同時に被害者遺族に対する同情と共感をますます強めることは間違いない。被告を弁護する弁護団に対しても、冷静ではいられなくなることもあるにちがいない。

司会者、キャスターも同様だろう。本来、司会者やキャスターの役割のひとつは、ゲストやコメンテーターの発言が一方向に流れ、極論に傾いた際の調整役として機能することにある。その調整によって、多様で多角的な事件報道という基準が実現されるのである。だが、そのためには、彼（彼女）が、みずから取材・調査を行って、自

分なりの意見を持つか、番組制作者からあらかじめ別様の情報や見方を提示しておいてもらうしかないが、そのような努力や対処を行った番組は極端に少なかった。

問題はやはり、番組制作者にある。番組制作者が差戻控訴審に関する番組を企画するに当たって、事件発生から今日までの流れ、事件・犯罪・裁判報道の基本的役割、少年事件における量刑基準のあり方についての議論、被告の内面や人間像を洞察することの重要性、刑事裁判の当事者主義や弁護士の誠実義務、真実義務等々にもう少し自覚的であれば、本件放送の内容はちがったものになったであろう。

そうした全体的な視野を志向する意識の希薄さ、あるいは欠落が、本件放送をいびつに偏ったものとした。

*

ついでながら、本件の検証作業中、委員会は、ある地方放送局の取材クルーが弁護団の了解のもと、弁護団の側から差戻控訴審の過程を取材していることを仄聞した。それがどのような取材であり、どんな番組になるのかは不明だが、これも真実にアプローチするひとつの方法であろう。

多様な見方、多彩な表現を提示すること、そこに番組制作の醍醐味とむずかしさと面白さがあり、この社会が成熟していくための鍵があることを、放送関係者一人ひとりが肝に銘じていただきたい、というのが委員会の期待である。

VII おわりに

「巨大なる凡庸」——とは、7時間半におよぶ本件放送を見終わったあとの委員会の席上で、ある委員が口にした感想である。

巨大とは、テレビそのもののことである。大事件をめぐって、何十人、何百人という取材陣と番組制作スタッフがどっと動き、いっせいに同じことを伝える。ごった返す取材現場と時間に追われる制作現場から送り出された映像と音と言葉は、たちまち家々のテレビ画面に、個々人の携帯端末にあふれかえる。テレビはまず、規模が巨大である。

だが、光市母子殺害事件の差戻控訴審を伝えた数々の番組は、そうであるだけではなかった。ほぼすべての番組が、「被告・弁護団」対「被害者遺族」という対立構図を描き、前者の荒唐無稽と異様さに反発し、後者に共感する内容だったことはすでに指摘したとおりだが、反発と共感のどちらを語るときも、感情的だった。

感情的ということのなかには、その口調や身振りが感情的だったということもあるが、もうひとつには、刑事裁判という法律の世界の出来事を、普通の人間の実感レベルだけで捉え、反応しているという意味もある。刑事裁判の仕組みなどそっちのけで弁護団に反発したり、文脈や証拠価値のちがいも区別しないまま、被告の法廷での供

述と、精神鑑定の際の言葉をいっしょくたに非難したり、などというのは、その一例だった。

もちろん実感は、大切なものである。季節感、生活感、現実感をなくしたら、人生の意味は半減してしまうかもしれない。しかし、他方で私たちは、自分の好き嫌いを押し通したり、気に食わない、やられたらやり返せ、などと実感のおもむくままにやっていたら、わが身の暮らし、地域や世の中、そこらじゅうが大変なことになることも、少しは知っておいたほうがよい。

凡庸は、こうした大切でもあれば、危うくもある、実感の過剰を指している。被告の供述や精神鑑定場で語ったとされることは、それだけを取り出せば、奇異で異様な言葉である。そのことは実感のレベル、常識のレベルで考えれば、誰でもわかる。

しかし、本件放送は大人数で、大がかりな番組制作をしながら、そこで止まっている。テレビはその規模の大きさゆえに、多くの視聴者の実感レベルでの反応を引き起こしただろうが、両方が巨大なる凡庸のままで終わっていて、その先がない。この状況を作り出したのは、まずテレビである。その番組の作り方だった。

公正性・正確性・公平性の原則を十分に満たさない番組は、視聴者の事実理解や認識、思考や行動にもストレートに影響する。一方的で感情的な放送は、広範な視聴者の知る権利に応えることはできず、視聴者の不利益になる、ということである。番組制作者は目の前の事象に反応するだけでなく、種々さまざまな視聴者がそれぞれ何を求めているかについても、考えをめぐらせる必要がある。

裁判員制度の導入が目前に迫っている。一般市民が裁判員となり、裁判官といっしょに刑事事件被告の有罪無罪や量刑を決めることになる。制度導入は「裁判を身近で、わかりやすいものにするため」とされているが、少なくともそれは、好き嫌いや、やられたらやり返せ式の実感を裁判に持ち込むことではないはずである。それでは、法以前の状態への逆戻りである。だが、テレビはいま、そうしたゆきすぎた実感の側に人々を誘い込んでいないだろうか。

法治とは何であるか、刑事裁判の構造的原理は何か、なぜ裁判では犯行事実がわかっているのに、被告の生育歴を調べたり、精神鑑定までするのか、法はどうして成人と少年を区別しているのか、被害者とその家族や遺族の無念の思いは、どうすれば軽減・救済できるだろうか——司法をめぐるひとつひとつの問いのうしろに、法律によって苦しめ、法律によって救われた人間たちの歴史がある。まだ答の見つからない問いの前で、いまでも苦しんでいる人間がいる。

事件・犯罪・裁判を取材し、番組を制作する放送人たちが、テレビの凡庸さに居直るのではなく、これらのことに思いを馳せ、いま立ち止まっているところから少しでも先へと進み出ることを、委員会は希望する。

註 1

以下は、NHKと日本民間放送連盟が共同で、あるいはそれぞれに掲げている放送倫理綱領や放送基準などから、公正性・正確性・公平性の原則にかかわる項目を抜き出したものである。

放送倫理基本綱領（NHK 民放連 1996年）

「放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない」「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」

国内番組基準（NHK 1998年改正）

第1章 放送番組一般の基準（第1項 人権・人格・名誉）「2 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用をそこなうような放送はしない」

同（第5項 論争・裁判）「1 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。2 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取り扱いをしない」

第2章 各種放送番組の基準（第5項 報道番組）「1 言論の自由を維持し、真実を報道する。2 ニュースは、事実を客観的に取り扱い、ゆがめたり、隠したり、また、せん動的な表現はしない。3 ニュースの中に特定の意見をはさむときは、事実と意見とが明らかに区別されるように表現する」

新放送ガイドライン（NHK 2006年）

「意見が対立する問題を取り扱う場合には、原則として個々のニュースや番組の中で双方の意見を伝える」

「裁判や論争になっている問題については、できるだけ多角的に問題点を明らかにするとともに、それぞれの立場を公平・公正に扱う」

放送基準（民放連 2004年改正）

第1章（人権）「個人・団体の名誉を傷つけるような扱いはしない」

第6章（報道の責任）「ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない」

同「取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、視聴者に誤解を与えないように注意する」

第8章（表現上の配慮）「社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない」

第10章（犯罪表現）「犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面などを取り扱う時は、正しく表現するように注意する」

報道指針（民放連 2003年改正）

2 報道姿勢「誠実で公正な報道活動こそが、市民の知る権利に応える道である。われわれは取材・報道における正確さ、公正さを追求する」

（1）視聴者・聴取者および取材対象者に対し、常に誠実な姿勢を保つ。取材・報道にあたって人を欺く手法や不公正な手法は用いない。

（3）公平な報道は、報道活動に従事する放送人が常に公平を意識し、努力することによってしか達成できない。取材・報道対象の選択から伝え方まで、できるだけ多様な意見を考慮し、多角的な放送を心掛ける。

3 人権の尊重「取材・報道の自由は、あらゆる人々の基本的人権の実現に寄与すべきものであって、不当に基本的人権を侵すようなことがあってはならない。市民の知る権利に応えるわれわれの報道活動は、取材・報道される側の基本的人権を最大限に尊重する」

（3）犯罪報道にあたっては、無罪推定の原則を尊重し、被疑者側の主張にも耳を傾ける。取材される側に一方的な社会的制裁を加える報道を避ける。

4 報道表現「報道における表現は、節度と品位をもって行わなければならない。過度の演出、センセーショナルリズムは、報道活動の公正さに疑念を抱かせ、市民の信頼を損なう」

（1）過度の演出や視聴者・聴取者に誤解を与える表現手法、合理的理由のない匿名インタビュー、モザイクの濫用は避ける。

裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針（日本新聞協会 2008年1月16日）

・捜査段階の供述の報道にあたっては、供述とは、多くの場合、その一部が捜査当局や弁護士等を通じて間接的に伝えられるものであり、情報提供者の立場によって力点の置き方やニュアンスが異なること、時を追って変遷する例があることなどを念頭に、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する。

・被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィールは、当該事件の本質や背景を理解するうえで必要な範囲内で報じる。前科・前歴については、これまで同様、慎重に取り扱う。

・事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する。

裁判員制度下における事件報道について（民放連 2008年1月17日）

- （1）事件報道にあたっては、被疑者・被告人の主張に耳を傾ける。
- （2）一方的に社会的制裁を加えるような報道は避ける。
- （3）事件の本質や背景を理解するうえで欠かせないと判断される情報を報じる際は、当事者の名誉・プライバシーを尊重する。
- （4）多様な意見を考慮し、多角的な報道を心掛ける。
- （5）予断を排し、その時々的事实をありのままに伝え、情報源秘匿の原則に反しない範囲で、情報の発信元を明らかにする。また、未確認の情報はその旨を明示する。
- （7）国民が刑事裁判への理解を深めるために、刑事手続の原則について報道することに努める。

註2

〔放送倫理検証委員会運営規則第4条〕 委員会は、放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるため、放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などに関する問題について審議する。2. 委員会は、必要に応じて放送事業者および関係者に対し、調査・報告および放送済みテープ等関連資料の提出を求めることができる。（中略）4. 委員会は、第1項の審議に基づき、意見を公表することができる。委員会は、意見を公表した場合、その内容を機構の構成員に報告する。

註3

註1にも記したように、日本新聞協会と日本民間放送連盟は裁判員制度のもとにおける報道のあり方について、ある種のガイドラインを公表しているが、本報告書が述べていることは次の2点において、これらガイドラインに抵触する恐れがある。

第1は、予断排除の観点からの問題である。

被疑者・被告人が犯行を否認している場合、その生育歴や人間関係が報道されると、裁判員を含めた多くの視聴者が、事件の背景・動機として理解してしまい、「こういう生育歴や人間関係であれば、おそらくやっているであろう」との予断を生じさせることにつながり、被疑者・被告人に保障された「推定無罪の原則」を実質的に無意味にすることになるのではないかという問題である。

第2は、被疑者・被告人のプライバシーや個人情報保護の観点からの問題である。

もし被疑者・被告人が無罪であった場合、そのことが確定する前に、報道によって当該人物のプライバシーや個人情報に関する事実が暴かれてしまうと、たとえのちに無罪の事実を明確に報道したとしても、それらの回復はきわめてむずかしい、という問題である。

これらはいずれも現行制度においても問題になることであるが、裁判員制度のもと

ではいっそう深刻な問題として現われる可能性がある。

しかし、このたびの差戻控訴審の場合、被告・弁護団が被害者2名が死に至った事実自体については争っていないうえ、被告人の内面や人間像を争点として提示しているようであり、予断排除の観点および被疑者・被告人のプライバシー・個人情報保護の観点からの配慮は、一応解除されていると見てよいように思われる。

しかし、ここで、こうした問題にもまして委員会が強調したいことは、番組制作者の主体的意欲の問題である。公正性・正確性・公平性の原則は、表面的に捉えれば、真実を明らかにするための手続きにすぎない。真正面から事象に向き合い、取り組もうとする放送人にとっては、足して2で割るような公平性ではなく、みずからが、みずからの力で切り開く真実性こそが唯一の原則であろう。もしかしたらそこで、被疑者・被告の有罪・無罪までが見通せることにもなるかもしれない、そのような深い調査と洞察に基づく原則である。

番組制作者には、委員会がこの段落の「付言」に込めた期待を読み取っていただきたいと思う。

各放送局への質問と回答例

本報告書の「Ⅲ」で述べたように、委員会はこのたびの検証に当たり、各放送局への概括的アンケート調査と、一部の番組制作者に対する聴き取り調査を行った。以下は、その結果をまとめたものである。

委員会は先に述べたとおり、本件放送の番組制作現場の内側から問題点を捉えることを眼目にし、各放送局には、現場の率直な意見を聴取したい旨を伝え、協力を依頼した。そのため回答例の掲載に当たっては、個別の放送局・番組の特定を避けるため、意味を違えない限度で、言い換えを行った。また、取材・編集の詳細な内容や過程にかかわる部分は、回答をまとめた形で掲載している。

[質問] 今回の差戻審の裁判報道・裁判を伝える番組の放送について、番組制作の狙いについてお聞かせください。

[回答例]

○視聴者の関心も高く、刑事裁判の中でも特異な経緯をたどった、この裁判に高いニュース性を認め、当日のニュースとして対応したものです。しかしながら、特定の意図をもって制作したつもりはありません。

○社会的に関心の高い「光市事件」差戻し審の過程を報道すること。被害者遺族の苦悩を伝え、日本の裁判制度の問題点を考察すること。

○きわめて注目度の高い裁判の法廷内で、どういう「やりとり」があったのか、これまでの裁判で、「語られてきたこと」と何が同じで何が違うのか、その詳細を伝えることを第一に考えていました。

○本番組は新聞各紙の報道を中心に視聴者の関心の高いニュース・情報を伝える番組であり、新聞・ニュースでの取り扱われ方が番組構成上に大きな判断材料となる。それらの様々な視点からの報道を、番組で客観的に公平性のバランスを保つよう再構成し、スタジオに出演するコメンテーターの論評を含めた、ニュースの様々な側面を視聴者に情報として伝えることが番組制作の狙いである。

○この裁判は、以下の点から国民的関心事にまでなっている注目の事件です。

①事件の悲惨さ、残酷さが尋常でない点

②少年事件でありながら死刑をめぐる最高裁判決まで争った上で差し戻されており、更に法廷外では死刑制度そのものの存在も問うという異例の展開を経た事件となった点

③被害者遺族が、積極的に公の場で、被害者遺族の観点からみた少年法制度、司法

制度についての疑問点を投げかけ、「全国犯罪被害者の会」設立メンバーとしてもメディア等を通じて発言を続けてきた人物である点

④差し戻し審において、「殺害の故意」に関する弁護団と被告人の主張が、1審2審での主張とがらりと変わったことで異例の裁判となった点

以上のことから、判決確定前であっても、この事件の裁判の進捗状況や、訴訟の当事者および遺族の発言について取材・放送することは、国民の知る権利に応えるものであると考えます。

○光市事件の差し戻し審は、注目の裁判となりました。最高裁が広島高裁の無期懲役判決を破棄し、審理のやり直しを命じたものです。最高裁の判決は高裁判決の破棄にあたり、「特に酌量すべき事情がない限り、死刑の選択をするほかない」としています。死刑か否か、差し戻し審は、ニュース価値が高いものだったと考えています。また、この事件は発生当初から注目され、当社だけでなく各メディアが1審から伝え続けてきた裁判であり、継続して伝えることが大切であると考えています。

○何よりも、この事件における真実とは何か、というところに力点をおきました。1・2審の判断をくつがえした最高裁の判断。その一方で、新たな主張をした弁護側。差し戻し控訴審は、被告人ばかりか、被害者遺族も巻き込んで、新たな展開も見せました。こうした異例の経過をたどったこと、さらに事件の特異性も加わって、差し戻し控訴審は社会の高い関心を引きました。それだけに、法廷の状況を正確に、そして詳しく伝えることは、国民の知る権利に奉仕する報道機関の義務と考え、取材・報道にあたりました。また、この裁判は、刑事裁判において犯罪被害者が置かれている位置づけについても、国民の関心が高く、「被害者参加制度」の実施が決まるなど犯罪被害者のための新しい刑事司法のあり方が議論を呼んでいるなかで、そうした社会の関心に対してもこたえることができるような報道を心がけました。

○いわゆる「光市事件」は事件そのものの残虐性、被告人が犯行当時18歳になったばかりの少年であったことから、事件発生当時から社会の大きな関心を集めました。その後も最高裁での弁論の延期、さらには差戻審では、被告が1、2審とは違う主張をするなど裁判でも異例の展開を見せました。また、被害者遺族が刑事事件の被害者の権利の向上に熱心に取り組んでいる姿は各方面に大きな影響を与えました。このため視聴者の関心は極めて高く、事件の真相に迫るためにも、裁判の展開を正確に詳しく伝えることをねらいとしました。

○差し戻し控訴審に限らず、視聴者の知る権利に応えられるよう、正確で公正な取材をなし、より詳しく、よりわかりやすくニュースの内容を伝えるよう努めています。

○少年による母子殺害という重大事件について、審理の内容を伝える。

○報道においては差し戻し控訴審に限らず、視聴者の知る権利に応えられるよう、正確で公正な取材をなし、より詳しく、よりわかりやすくニュースの内容を伝えるよう

努めています。

○弁護団の弁護内容が大きな議論を巻き起こし、予てから番組としても注目していたニュースの一つであることから、番組で取り上げることにしました。以前より、出演者が関心を持ち、中には独自取材をしていた人もいる裁判であり、このニュースについて、番組のコメンテーターが、どう思うのか。どんな見方があるのか？テーマに関する多様な意見を提示するのがねらいでした。

[質問] 今回の差戻審の放送にあたって、次の法律的な問題について、事前にどのような検討をされ、番組を制作されたのでしょうか。弁護士への相談、司法担当記者との打ち合わせなど、具体的にご回答ください。

- ①最高裁判所判決の内容とその解釈
- ②被告人が今回の差戻審で事実を争うことができるか
- ③刑事裁判における裁判所、検察官、弁護人の役割や義務
- ④被害者遺族の刑事裁判における地位

[回答の概要]

法律的な問題に関する事前検討の有無を、上記の4項目に分けて行ったが、②から④までの項目の個別回答は少なかった。全体的には、今回の事案に関する知識・取材経験の蓄積を基に、必要に応じて局内の司法担当記者、番組出演を依頼している法律専門家、事件・裁判の流れに詳しいと思われる地元系列局の記者等に相談しながら、かなりタイトなスケジュールで制作している感じが感じられた。

[回答例]

○担当した番組スタッフは、この件について取材に当たっているディレクターを中核とし、さらに1審段階からこの裁判の取材に当たっている弊社系列局の記者とも綿密な連絡をとりながら、当日の放送に臨みました。加えて、相応の司法記者の経験を積んだデスクを専任として、放送前にその内容を精査しています。

○①最高裁が高裁へ差戻した意味について弁護士と打ち合わせ。②、③、④は特になし。

○スタッフは、司法担当記者として経験をつんでおり、最高裁での上告審を取材していました。また、差戻し審の6月の集中審理も法廷内で取材していました。

○基本的に番組独自のテーマ・目線を持って制作するというよりは、各報道を客観的に紹介することが主なので、特に番組独自の法律的な検討は行っていない。

○弁護士との相談や司法担当記者との打合せは行っていませんが、地元局記者との情報交換を行いました。①最高裁判決の内容と解釈については、最高裁が審理差し戻しを判断した時点で死刑の可能性が出てきたことを踏まえ、再度争われることになる「事実関係」、1審・2審での主張の相違点を検証し、視聴者に伝えることを主眼とする認

識を持っておりました。②～④については特に検討していません。

○いくつかの点で弁護士に事前に相談しました。具体的には①に関して、最高裁判決が1審・2審の無期判決を見直したことから「死刑」の適否が差し戻し控訴審で最大の焦点になると認識していました。②については、事実関係を争う場ではない、との認識を持っていました。③と④については特別の検討はしていませんが、④については被害者の会の活動や法務当局の取組みにより、遺影の持込や意見陳述の機会など被害者遺族の地位は見直されつつあると認識しています。

○自局系のニュース番組の内容や解釈に従って放送しています。①については、報道局だけでなく、地元で取材にあたっている系列局から情報を得ています。②については今回は特に話し合っていない。③に関しては日ごろから、「検察官に対抗できる法律知識を持ったのが弁護人で、被告人の人権を守り、無罪判決など被告人に有利な利益を得るために活動する。その両者の出来る限りの主張から、裁判所が公正中立な立場で判断を下すのが刑事裁判である」と理解しています。④についても刑事裁判で犯罪被害者遺族が被告や証人に質問したり、求刑の意見を述べたりすることを可能にする制度が今年始まり、裁判員制度とともに裁判の在り方が大きく変わる一方、制度導入に反対する弁護士らの声もあり、様々な意見が存在すると認識しています。以上のことを認識し、対立する意見を出来る限り直接引用するなどして、中立性、公平性を確保するよう心がけて放送しています。

○①～④の個々の事例について、弁護士に相談したり、司法担当記者に打ち合わせたりしたことはありませんが、これまで1審、2審、上告審と、それぞれの公判を扱い放送してきた番組プロデューサーやディレクターが、裁判の進展に伴い取材した上で放送してきた蓄積の延長線上として、今回の放送に至りました。また司法担当記者および地元局のニュース原稿や報道の内容を吟味し、①～④に関する認識・取り扱い方の方向性を確認しながら番組制作を行いました。

○まず差し戻し審の放送にあたっては、最高裁判決の理解を前提としました。この判決では、高裁判決に対して死刑を回避する特段の事情を読み取ることができないと判断しているようで、死刑回避は難しいのではないかと読み取ることができました。ただし、番組制作にあたっては、差し戻し審そのものが、広島高裁で行われたため、地元系列局がニュース取材の主体となりました。したがって、裁判の事実関係については、系列局の報道内容に準拠、番組側で行ったインタビューも使って放送しました。

○各番組のスタッフには、社会部の司法クラブ経験者がいて、必要に応じて、司法担当記者や司法担当の解説委員などと情報交換を行っています。また、司法クラブ経験者や司法担当の解説委員は、それぞれ法曹関係者（裁判官OBや検察官OB、それに現役弁護士）に、これまでの取材を通じて知り合った複数の知者がいて、折に触れ意見を聞

くなどしています。これは、法律の解釈については、専門家であっても異なるケースが少なくないため、幅広い意見を取り上げるための方策でもあります。

○当事者である検察・弁護側からの取材をもとに検討したほか、複数の専門家の意見をもとに判断しましたが、「高裁判決を審理不尽」として、差し戻したと認識しています。

○最高裁が、事実認定を「揺ぎなく認める」としている以上、差戻審で事実を争うことは認めていないように考えます。しかし、実際、今回の差戻審では、弁護側が指摘した新たな事実についての弁護側の立証について、裁判所が訴訟指揮により排除していないことからみると、今回の差戻審においても事実の争いを認めていると考えています。

○裁判所は「検察官と弁護士がなした主張と立証に基づいて起訴の事実の有無を認定する役割」。検察官は「公益を代表して起訴事実を主張し、立証する役割」。弁護人は「被告人の利益を代弁する役割」があると考えます。

○これまでの裁判では、「被害者は蚊帳の外」におかれていました（意見陳述は認められていましたが）。しかし、被害者参加制度が今後実施されるにともない、被害者に訴訟の当事者としての地位が認められつつあると考えます。被害者の地位の変化は、社会の変化であり、尊重されるべきと考えます。ただ、それが視聴者に対して誤解を与えないように制度の趣旨を理解して伝えていきたいと考えています。

○今回の差戻審に限らず、法律的な問題を扱う場合は、司法担当記者と綿密な打ち合わせをするとともに、常に弁護士と相談できる態勢をとっている他、状況に応じて元検察官、元裁判官、学識経験者等に取材するようにしています。

○最高裁判決は、原判決は量刑に当たって考慮すべき事情の評価を誤り、審理は不十分として破棄差戻したと理解しています。

○最高裁は判決の中で「1審、2審判決の認定は揺ぎなく認められる」として、被告・弁護側の主張を退けており、被告人は今回の差戻審で事実を争うことは認めていないとも考えられます。しかし、差戻審では、弁護側が指摘した新たな事実について弁護側が立証を進めており、裁判所の判断で事実の争いを認めていると考えています。

○刑事裁判における裁判所、検察官、弁護人の役割はよく理解しています。今後も、それぞれの役割について、視聴者に誤解を与えないようにしていきたいと考えています。

○被害者遺族の刑事裁判における地位については、従来はその権利が軽んじられていたと思います。その後、被害者参加制度の実施によってその地位も認められつつあると考えていますが、今後も制度の趣旨が視聴者に正しく伝わるようにしていきたいと思います。

○最高裁判所判決については、スタッフが被告人サイドの弁護士も含め直接、取材・

放送にあたったもので、判決内容の詳細を踏まえた上で差戻審の番組制作を行っている。司法担当記者と認識を共有し、以下のような基本的考えに立って報道している。

弁護士……被告人に防御の機会を与え、被告人の利益に資する。

裁判所……罪刑法定主義に基づき、証拠から罪と成るべき事実を判断し裁く。

検察官……公益の代表者として、事実の解明に努め、被告人が正しく裁かれるために立証活動をする。

また、刑事訴訟法の改正により、被害者や遺族が陳述する機会が設けられるなど、被害者の権利が拡大された。被害者の処罰感情が、求刑や、量刑の判断に大きな影響を与えていることは十分認識している。

○①～④の項目を含めて、差し戻し控訴審初公判の前から報道センターに所属するニュースデスクと司法記者グループが総合的に検討してきました。

○特定の弁護士及び、司法担当記者との法律的問題の打合せは行っていません。ただし、報道デスク、司法担当者に、初公判の提出書面・発言内容などの解釈等に関しては情報収集を行いました。

○最高裁が審理差し戻しを判断した時点で死刑の可能性が出てきたことを踏まえ、再度争われることになる「事実関係」、1審・2審での主張との相違点を検証し、視聴者に伝えることを主眼とする認識を持っておりました。

○最高裁判決が1審・2審の無期判決を見直したことから「死刑」の適否が差戻控訴審で最大の焦点になると認識していました。

○少年というよりも被害者遺族の目線で描いているのは、裁判の行われた間に被害者の裁判における権利が認められるようになり、大きな流れを作ったのが被害者遺族であったことも考え合わせた。

[質問] キー局（東京）から広島へ制作スタッフはどのくらいの規模（スタッフ編成や人数など）で派遣されたのですか。裁判期日ごと、番組ごとにわけてお答えください。また、広島での情報収集のために工夫したこと、力点をおいたことをお教えください。

[質問] 広島で取材した内容はどのようにキー局のプロデューサーに伝えられ、また現地にフィードバックされるシステムを組んだのでしょうか。番組ごとに分けてお答えください。

[質問] 情報番組の場合は、報道局との連携によって情報を得ているのですか。それとも、独自の取材により、番組を制作されたのですか。

[回答の概要]

審理の行われている広島への制作スタッフの派遣や法廷内取材については、情報番組では、スタッフを派遣の上、法廷内の取材をした番組、スタッフを派遣したが法廷

内取材はしていない番組、スタッフの派遣はしていない番組に分かれた。スタッフの派遣の有無も裁判期日ごとに異なる番組が多かった。

取材内容については、各局とも、現地にスタッフを派遣した場合には、逐次、その取材内容が番組スタッフに報告されていた。各局とも、地元系列局の記者の情報や自局の報道局の情報などを、報道局および情報番組の制作局で共有する仕組みを持っていた。

また、番組から地元系列局に事実の確認などが行われていた。

[質問] 弁護団に対し、どのような取材をしましたか。弁護団の記者懇談会、記者会見、個別取材、時間など、詳しくお聞かせください。

[回答の概要]

弁護団による記者会見や背景説明（記者レク）の取材の有無や回数は、放送局、番組によってさまざまだが、いずれにせよ地元系列局と一定の連携を取っていたこと、弁護団の会見の映像を入手していたこと、などは各局とも共通していた。

[回答例]

○複数回、個別取材をさせていただいたことがあります。

○弁護団に詳細を伺うため文書や電話で複数回コンタクトを取ろうと試みましたが、残念ながら返事はありませんでした。

○弁護団の取材に関しては先方の要望により、レク・会見スタイルが中心でしたが、随時ぶら下がり取材も行いました。

○記者会見、記者レクの日時は次のとおりです。

- 07・02・19 弁護団レク（事前）
- 07・04・13 弁護団レク（事前）
- 07・05・22 弁護団記者会見（事前）
- 07・05・24 弁護団記者会見
- 07・06・26 弁護団レク
- 07・06・27 弁護団レク
- 07・06・28 弁護団記者会見
- 07・07・24 弁護団レク
- 07・07・25 弁護団レク
- 07・07・26 弁護団記者会見
- 07・09・17 弁護団レク（事前）
- 07・09・18 弁護団レク
- 07・09・19 弁護団レク
- 07・09・20 弁護団記者会見

07・10・18 弁護団記者会見

07・12・04 弁護団記者会見

○差戻控訴審が始まって以降は、弁護団は、原則として個別取材には応じず、個別取材も試みましたが、取材は、記者レク（映像なし）、記者会見（映像あり）、随時のぶら下がり取材に限定されていました。

○各集中審理の最終日に行われた記者会見の全映像については、地元局の系列局から放送局に伝送を受けており、制作現場は記者会見の内容をすべて把握していました。

○弁護団記者会見にはすべて出席し、カメラ取材が可能な場合はすべて録画した。これは、最高裁での裁判の時から同じである。弁護団メンバーにも個別取材した。

○弁護団の取材は、通常の裁判取材よりも難しい印象を得ました。

○弁護団のガードが固く、取材は極めて難しかった。

[質問] 差戻審の弁護団がどのように結成されたのかについては、どのような取材をしましたか。

[回答例]

○弁護人に直接取材を行っております。

○弁護団会見最初の会見素材を確認。

○弁護団の記者会見の際、番組スタッフが繰り返し質問しています。

○自局と系列局の報道や情報をもとに担当者が事実関係を把握しています。

○記者会見で弁護団に質問しています。

○弁護団の記者会見で取材しました。

○会見等で被告人弁護団から説明されたことは承知しています。

[質問] 差戻控訴審で被告人が殺意を否認した理由について、弁護団に対し、どのような取材をしましたか。また、その内容をどう認識しましたか。

[回答例]

○弁護人に直接取材を行っております。

○弁護団の会見素材で確認。

○法廷でのやりとりで被告本人が説明した「理由」については詳しく取り上げています。

○裁判傍聴取材を踏まえ、弁護団の会見と記者懇談会、および遺族会見について取材を行いました。弁護団の会見内容から、被告の主張が変わった経緯を確認しました。

○1・2審と主張が変化したことは、最も重要な関心事であり、弁護団の会見・レクでは常に中心的な取材項目であったのはもちろん、ぶら下がり・ペン取材等の個別取材でも欠かせないポイントであり続けました。

- 被告人の証言が1審、2審から大きく異なるまでのプロセスについて主任弁護人ら21人の弁護団に取材しました。記者会見終了後も独自取材を行いました。
- 最高裁で審理が継続していた際、弁護団がレクをして明らかにした。そこで詳細を取材した。弁護団が記した書類、書物を読んだ。
- 被告人の供述変遷の理由について、差し戻し控訴審公判での被告人の証言や弁護団の会見等で説明があったことについては承知しています。
- 弁護団に対する記者懇談及び記者会見は、該当する司法記者クラブの範疇であるため、番組スタッフは一義的に参画することはありません。該当記者クラブに準ずる地元系列局および報道から配信されたニュース映像をもとに事実関係の確認をしています。
- 弁護団すべての弁護士の参画意図や被告人の1・2審との主張の相違については、直接的には取材していません。
- 弁護のやり方を立て直すという必要に迫られたせいではないかと思っています。
- 弁護団が弁護方針を変えたのではないか。
- 弁護団から「捜査が不十分だった。当時の弁護人、裁判官も含めて司法の怠慢だ」との説明があり、その弁護団の説明を放送すれば、(差戻控訴審における弁護)方針変更の説明がついていると考えました。
- 弁護団イコール被告の代弁者なので、個別の取材は相当お願いしたが、差戻控訴審がはじまってからは個別取材には一切答えてもらえなかった。

[質問] 被害者遺族の会見と被告の供述・弁護団の会見・弁護団の立証を対比させていませんか。検察官、弁護人双方の主張立証の紹介はしていますか。

[回答例]

- 被害者遺族はこう言った、こういう弁護団の主張に関して被害者遺族はこう思っている、と交互にやったほうが、やっぱり分かりやすい、視聴者に非常にわかりやすく伝えたい、見せたいという思いから、テレビでは、こういう編集は頻繁に行われます。
- 被害者遺族の主張ばかり入れるつもりはなく、弁護士の主張、立証、鑑定医の鑑定結果、元少年の証言を注意深くバランスを取るように使ったつもりである。法廷のメモ等を見たうえで、ポイントだろうなという部分を抜き出した。誰が見ても異例な部分を抜かして描くのもおかしいのではないかと思う。
- 差戻審に関しては、検察官の主張は1審、2審と変わっているところはないので、そこはある程度端折って、1、2審とがらりと主張が変わったという弁護側の主張にポイントをあてた。
- 被害者遺族にとっては、唯一の真実解明の場である裁判法廷というのが、果たしてどういうふう映っていたのかというところは、ひとつ描くポイントとしては重要な

要素として考えていた。ある程度分けては認識している。

○対立軸として、被害者遺族対弁護団という意識はしていません。差戻審では、弁護側が新しい事実を提示し、検察はそれを受け止めるでもなく、新しい材料を出す必要はないと思っているのか不思議な構図となっていて、報道としては、裁判の中で今回出てきたことを報じるべき材料と思っています。

○検察官が何を意図して質問をぶつけているのか、こういう展開をしてきているのが分からないので、検察側の意図は報じづらい。

○犯罪捜査や刑事裁判の取材に当たっては、公平・公正の原則を徹底させている上、刑が確定するまでの「無罪推定」の原則や被告人や被害者などの人権も十分に意識して取材・放送に当たっています。

○検察側・被告弁護側・被害者遺族などに幅広く取材しながら、一方の当事者に偏った報道にならないように配慮しています。

○弁護側の主張は、法廷資料及びニュース報道に即して取り上げました。選択した弁護団の主張は、ニュース報道で論点となった、被告が犯行に及んだ動機等説明で特異性を有する部分です。この特異性をどう解釈すればよいのかを出演者に問いかけ、多様な意見を引き出すことが狙いでした。

[質問] 法廷での供述や証言を紹介するときの選択や時間配分は、どのような観点に立って、何を重視して決めていますか。

[回答例]

○取材内容に応じて、そのニュース性を判断して番組を構成している。

○客観的な観点から、社会的に関心の高いと思われる内容を選択し、時間を配分する。

○事件がなぜ、どのように起きたのか、についての「新証言」を、当然ながら重視しています。

○法廷でのやりとりを精査し、全体の内容を把握した上で、合議の上決め、担当ディレクターが構成案を作成します。その後も数回、構成作家を交え、合議で細部の確認・詰めを行います。必要なら報道局の意見を聞きつつ、どちらか一方の主張に偏らないようバランスを重視して証言・供述内容を選択・報道します。公判期日の中で、これまで主張してきたこととは異なる事実・証言や新たに出た証言・意見などを出来るだけ多く紹介しながら、被告人側・検察側両者の主張の主な部分を公平に伝えるという観点に重きを置いています。

○裁判の行方に関わるような重要証言（発言）や、新事実の発覚、これまでになかった心情の吐露などに重点を置き、どの部分を紹介するかを決めています。

○法廷での発言内容や使用箇所の選択、時間配分については、報道局の原稿や情報を基に、報道する上で本質に迫り、適切と思われる部分を、取材ディレクターとチーフ

ディレクターが判断し、最終的には内容に偏りが無いことをプロデューサーが確認し放送に至っています。

○検察側・被告弁護側・被害者遺族などに幅広く取材しながら、一方の当事者に偏った報道にならないよう配慮しています。

○審理の進行に影響があると思われるもの、新証言と思われるもの、事件の真相に迫るもの、つまり報道価値があるとデスクや担当記者が判断したものを選択する。時間配分も含め、最終的にはデスクが判断をする。

○差戻審の注目されるべきところは、弁護側が殺人事件ではなく傷害致死と論理展開してきた部分と思う。殺害に至る経過や殺害の時の状況など、少年の言葉も含めて、これまで報じてきた部分からさらに踏み出した新事実の部分をニュースバリューが高いと判断して選択しています。

[質問] 被告人の供述、証言を紹介するときなど、被告の内面を理解することを重視していますか。

[回答例]

○被告の内面をのぞきこんで探ろうとするには、あまりに材料が届きにくいところにある。

○一審、二審では、事実は認めて、あとは量刑にこだわって、というところで、被告の心の内面というのは話しかけてくるものがなかった。

○元少年の内面をもっと見つめることによって、何かここで伝えるべきものがあるかの前に、当初から、切々と自分の犯行に関して語っていない。それが急に語り始めたのが最高裁になってからであった。どこか不信感がある。法廷取材メモなどいろいろ見る限り、彼自身の本当の叫び声が出てこなかった。

○弁護団が個別取材は受けないため、急に主張が変わったのはなぜかという問うに値することや、元少年に対する興味が掘り下げられない。

○弁護団が、彼と接見した人間を含めて語らせ、その中で、被告の心をよく見てくれよ、という形で説明してくれれば、それを扱わないことはあり得ない。

○被告の関係者には、以前に話も聞き、生い立ちの中から見ていこうとはしています。

[質問] イラストあるいはドラマ風に再現する方法が一般的に行われていますが、このような演出方法の是非について検討されましたか。また、このような演出方法を採用した理由は何でしょうか。

[回答例]

○カメラ撮影が大きな制約を受けている中で、廷内の様子や被告人の表情、挙動、法廷でのやりとりの詳細をテレビとして伝える上では、視聴者が理解しやすい、わかり

やすい表現方法と考えて採用している。

○法廷内でのやり取りの内容に関しては、公判を傍聴した記者による情報などをもとに、できる限り正確に再現をしている。ナレーション等の声のトーンは、感情移入をしないフラットな語調となるよう努めている。

○イラストは、公判を傍聴している法廷画家が描いたもので、供述の再現については、取材メモ等を付き合わせ、正確な再現を行うよう心がけており、ナレーション、声優による声は、感情移入しない語調となるよう留意しています。

○イラストを使ったり、法廷をセットで再現したりする手法は、裁判をより身近なものとして視聴者に考えてもらうための手法と考えています。それが事実に基づいてなされるべきことは言うまでもありません。そもそも、日本の刑事裁判は透明性において、アメリカの比ではありません。アメリカでは、裁判の様子がテレビで放映されることによって裁判所への信頼が高まる、との認識があります。裁判員制度の導入によって、一般国民の刑事裁判に対する関心が高まる中、私たち報道機関には、裁判の様子をより詳しく報道することによって、裁判の透明化を前進させる役割があると考えます。

○法廷内の撮影が極めて限定的な現状の下で、法廷という一般の視聴者には視覚的にとらえにくい場所を、わかりやすく伝え、身近なものとして考えてもらうために採用したものです。

○この事件に限らず、映像・音声を伴うテレビのニュースが視聴者に与える影響の大きさも十分に認識しています。ニュースなどで視聴者にわかりやすい伝え方は必要だと考えていますが、あくまでニュースバリューを冷静に判断しながら、過剰な演出は避けています。

○法廷内で、どのようなやり取りが行われたのかを伝えることは、裁判報道において極めて重要な要素と考えるため、「再現」として採用している。今回、被告の少年は、敬語の使い方や話し方などが独特であり、少年が不利にならないよう配慮したつもりである。

○法廷イラストについては、傍聴人を収容する席数に限りがある法廷について、被告人が入廷している状況でのビデオ映像・音声撮影が裁判所より認められていないことから、視聴者に対して法廷内の状況をより詳しく、より分かりやすく伝える手法として使用しています。被告人が犯行時20歳未満であったことから、少年法の規定を尊重して実名報道は控えているため、被告人の描写は人定ができないよう後ろ姿などとどめています。

○2009年からの裁判員制度を意識すると刑事裁判に関する関心を持ってもらわなければならない。そういう意味で法廷は、そもそもどんな構造になっているのかとか、弁護士・裁判官・検察の役割など含めてなじみの薄い刑事裁判をわかりやすく伝える意

図はある。

○声のトーンなどは、法廷に入って取材をしたディレクターが決める。ディレクターが聞いている印象に近い形で再現した。

○法廷再現であれば、細かくその表情も交えて表現ができるという、まさにテレビメディアだからできる表現方法だと思う。その際には、極力、誇張をしないように、バランスを欠かないようにしています。

○(法廷内映像は利用できないかという質問に対して)法廷内映像は代表取材なので、放送局の意図が入れられない。また加工すると、裁判所から今後取材を断られることになる。

○裁判の伝え方にもものすごく制限がある。法廷画家に描いてもらったものをカメラに写してマイクロで転送して使っている。被告や証人もいないなか、法服を着た裁判官の映像だけでは、法廷の雑感しか伝わらない。

[質問] コメンテーターに期待していることは何ですか。

[回答例]

○一般の視聴者にはわかりにくい弁護側の法廷戦術について意見、評価を伺いたく、出演を依頼しました。

○コメンテーターは基本的にはレギュラーで、それ以外の違った要素（例えばレギュラーに弁護士がいなかった場合、法的スペシャリストの見方）を加える必要があると判断した場合にゲスト出演、VTR出演を依頼する。

○事件や裁判に関する放送があるときには、弁護士に専門家としての立場からのコメントをお願いしています。

○専門家としての意見を聞くために、その人の実績を踏まえてコメント依頼をした。

[質問] コメンテーターとの打ち合わせはどのように行っていますか。

[回答例]

○VTR等にまとめた内容について、放送前、適宜、出演者（司会者含む）に説明し、必要な打ち合わせを行っています。

○出演者との打ち合わせは1時間程度。打ち合わせは原稿のみで、映像の試写は行っていない。

○MCおよびコメンテーターには、放送時までのやりとりの詳細を伝えて、コメント案を打ち合わせします。

○当日のみ30分程度。映像の試写は必要と思われる部分のみ。

○30分の間に番組の内容についてプロデューサーが説明しています。事前映写は行っていません。

○1時間の中に、出演者担当プロデューサーおよび曜日担当プロデューサーが説明を行っています。

○放送開始20分前に、統括プロデューサーが口頭でその日の裁判の進捗や最新情報を伝え、頂くコメントが一方に偏ったものにならないようお願いしました。所要時間は10～15分です。

○事前にFAXで基本的な情報を伝え、電話で番組の流れや項目内容を伝えた後、放送当日に再度直接説明します。

○出演が決まっていたゲストには放送内容を事前にお伝えし、この事件と裁判への基本的な考え方は放送前にかかっています。

○放送の当日、本番前に約1時間行います。裁判の証言内容については、資料を事前に配布の上、チーフディレクター・担当ディレクターより約15分間説明します。

○コメンテーターとは放送前、番組全体の打ち合わせをします。番組内にほかのテーマもあるので、30分から1時間のあいだに、すべての項目を打ち合わせます。今回の集中審理に関しても、その時間内で行いました。

○通常、出演者打合せは、収録日当日に1人当たり平均して20分、司会2名を含むすべての出演者で行います。テーマの内容の事前連絡は、出演者に対し2日前にファックスなどで伝達。各人の整理検証時間を設けています。今回は、収録日当日になってから、速報的に扱うことを最終決断し出演者に伝達しました。打合せは、その他のテーマも併せて通常どおり20分程度。裁判での証言内容を記した法廷資料等、集められる限りの情報を参考に行いました。

[質問] スタジオのコメントが多様になるような配慮をしていますか。

[回答例]

○弁護団サイドで語ってくれる方は、世の中の大きな空気の中で、テレビでは勘弁してくれという感じで断られた。(被害者に好意的な)世論に配慮している人が多い。

○専門的な方をお呼びする時は、どういう主張をなさる方か実際、把握しているので、これより言ったら、ちょっとバランスを損ねるという時は、やはりアンカー、MCに、それを緩和する言葉で整理してくれ、とは言っている。

○スタジオの論評はある程度自由にさせていただいているので、スタジオ部分だけ切り取ると、多少の傾きはあるかもしれないが、傾いた時に修正するのは、当然MCの役割である。大事なのは、まずVTRでバランスが取れていること。

○最高裁の判決を読めばよむほど、死刑にしたほうがいいんじゃないかのようなことが書かれており、それに引っ張られるところがコメンテーターにあったのではないか。

○MCはバランスを取ってもらう最終関門ですから、その役回りだけは押さえつつ、許容範囲で意見を言っている。

○コメンテーターには、幅広い見識や高度の専門性を持つ評論家、ジャーナリスト、学者、弁護士などを起用し、信頼性を担保するとともに、タレント等の庶民感覚で意見を述べる人を織り交ぜ、様々な角度から議論がなされるよう配慮しています。

○テーマに専門性を有する場合、もしくは意見に著しい偏りが生じる恐れがある場合は、該当テーマに精通する専門家をゲストとして招きます。

○裁判の弁護側の論点を紹介するだけに留まらず、弁護団側に対して出演を交渉しました。残念ながら、こちらの依頼に対する先方の辞退、拒否によって、実現には至りませんでした。

[質問] 民放連の放送基準の中の「報道の責任」、「表現上の配慮」、「犯罪表現」、民放連の報道指針、「裁判員制度下における事件報道について」（08年1月17日）は、裁判を伝える情報番組に適用されるとお考えですか。

[回答の概要]

いずれも適用がある、放送基準は情報番組に適用される、適用されるべきである、との回答があった。